

# 外来医療計画について

令和元年(2019年)8月 熊本県健康福祉部

1

## 1 「外来医療計画」策定の必要性

### 【現状・課題】

- 外来医療機能(以下「外来機能」)について、無床診療所の開設状況が都市部に偏っている。
- 救急医療体制、グループ診療等の連携が、個々の医療機関の自主的な取組に委ねられている。

### 【国の対応方針】

- 限られた医療資源を有効活用する観点から、外来医師多数区域・不足する医療機能の情報を可視化し、地域での外来機能の連携を進める。
- 医療法改正により、医療計画の一部として、「外来医療計画」(計画期間:2020年度~2023年度)を策定する。(策定主体:都道府県)

2

## 2 本県の対応方針

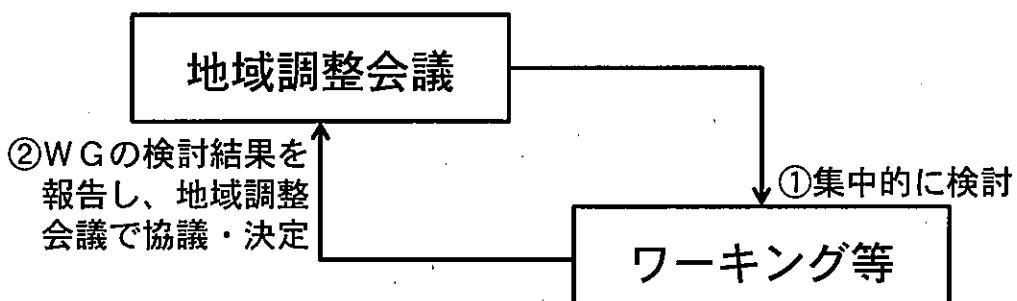
- 本県では、地域における病床機能を協議する場として、構想区域（二次医療圏）ごとに地域医療構想調整会議（以下「地域調整会議」）を設けているため、「外来医療計画」に関する協議は地域調整会議で実施する。
- ⇒ 地域における外来機能を協議することで、外来機能の連携強化及び偏在の是正を進めるとともに、病床に加え外来機能の協議を併せて行うことで、地域の医療提供体制を一体的に協議する。
- ⇒ 本県では、県医師会、熊本大学病院、地域医療拠点病院及び県が一体として取り組む「地域医療連携ネットワーク」とも連動させる。

3

## 3 具体的な「協議の場」の設置

- 今年度中に外来医療計画を策定するため、地域調整会議の下に「ワーキング」等を設置し、遅くとも12月頃の地域調整会議までに、「不足する外来機能」等を検討する必要がある。

＜イメージ＞



4

## 4 「外来医療計画」における記載事項

- 外来機能の現状データ  
⇒ 医療機関、医療機器に関するデータ等
- 地域における「不足する外来機能」及び対策  
※スライド6参照
- 医療機器の「共同利用の方針」  
※スライド7参照
- 「外来医師多数区域」の設定  
※スライド8参照

5

## 5 地域における「不足する外来機能」

- 全ての二次医療圏において「不足する外来機能」を協議し、決定する。  
※ 地域調整会議等が認めれば、決定後に追加・削除は可能

### <例>

- 夜間・休日等における地域の初期救急医療(在宅当番医制度への参加状況、夜間休日急患センターの設置状況)
- 在宅医療の提供
- 予防接種、学校医、産業医等の公衆衛生に係る医療の提供
- その他「特に不足する診療科」

6

## 6 医療機器の「共同利用の方針」

### 【現状・課題】

- 人口減少が見込まれる中、医療機器の効率的な活用が必要  
⇒ 共同利用の推進が必要

### 【今後の進め方】

- 対象となる医療機器の配置・保有情報等を可視化  
※ CT、MRI、PET、リニアック、マンモグラフィに限定  
    <厚生労働省>
- 医療機器の「共同利用の方針」を決定<地域調整会議>

計画策定後

- 購入希望者に共同利用の意向を確認し、必要に応じて地域調整会議で協議  
※ 特別償却制度創設(条件あり)=税制面の優遇

7

## 7 「外来医師多数区域」の設定

- 二次医療圏ごとに「医師偏在指標」を算定し、全国の二次医療圏の上位33.3%が「外来医師多数区域」(以下「多数区域」)となる。
- 地域調整会議の決定により、二次医療圏を区分し、その一部を「多数区域」に設定することも可能。

計画策定後

- 「多数区域」では、新規開業を希望する者に対して「不足する外来機能」を担うこと協力を求めることを明示※する。※保健所等の窓口に明示
- 協力に賛同しない(できない)場合は、地域調整会議で協議し、その結果は公開する。

8

## 8 「外来医師多数区域」の目的等

### 【指標について】

- 外来医師偏在指標は、都道府県ごとの医師の偏在状況を相対的に比較するため、主に全国共通のデータにより自動的に算出される指標を設定したもの。

### 【区域の設定の影響】

- 「外来医師多数区域」に設定されることにより、今後の新規開業が認められなくなるものではない。

### 【目的】

- 他の区域と比較して相対的に多い状況を可視化し、新規開業を希望する医師に対して、当該区域で不足している外来機能(初期救急、学校医等)に協力要請することで、地域での連携を進めること。 9

### (参考) 医師偏在指標の算定方法

外来医師偏在指標 =

$$\frac{\text{標準化診療所医師数} \text{ (※ 1)}}{\left( \frac{\text{地域の人口}}{10\text{万}} \times \text{地域の標準化受療率比} \text{ (※ 2)} \right) \times \text{地域の診療所の外来患者対応割合} \text{ (※ 4)}}$$

$$(\text{※ 1}) \text{ 標準化診療所医師数} = \sum \text{性年齢階級別診療所医師数}$$

$$\times \frac{\text{性年齢階級別平均労働時間}}{\text{診療所医師の平均労働時間}}$$

※医師数、医療需要とともに性年齢の要素を加味

$$(\text{※ 2}) \text{ 地域の標準化外来受療率比} = \frac{\text{地域の外来期待受療率} \text{ (※ 3)}}{\text{全国の外来期待受療率}}$$

(※ 3) 地域の外来期待受療率 =

$$\Sigma \frac{(\text{全国の性年齢階級別外来受療率} \times \text{地域の性年齢階級別人口})}{\text{地域の人口}}$$

(※ 4) 地域の診療所の外来患者対応割合 =

$$\frac{\text{地域の診療所の外来延べ患者数}}{\text{地域の診療所+病院の外来延べ患者数}}$$

## 9 県内の診療所の「外来医師偏在指標」(確定予定値)の状況

| 二次医療圏名 | 診療所の<br>外来医師<br>偏在指標 | 患者流出数<br>(人/日) A | 患者流入数<br>(人/日) B | 全国順位 | 多数区域の<br>有無 |
|--------|----------------------|------------------|------------------|------|-------------|
| 熊本・上益城 | 124.2                | 2,161            | 6,818            | 43   | 多数区域        |
| 宇城     | 88.3                 | 1,639            | 980              | 174  |             |
| 有明     | 104.5                | 1,995            | 558              | 99   | 多数区域        |
| 鹿本     | 91.8                 | 619              | 496              | 162  |             |
| 菊池     | 99.8                 | 2,462            | 1,889            | 121  |             |
| 阿蘇     | 133.3                | 1,353            | 89               | 26   | 多数区域        |
| 八代     | 107.7                | 771              | 461              | 86   | 多数区域        |
| 芦北     | 103.1                | 375              | 342              | 103  | 多数区域        |
| 球磨     | 91.4                 | 234              | 196              | 164  |             |
| 天草     | 104.7                | 741              | 125              | 96   | 多数区域        |

※ 出典：厚生労働省提供データ (A・B：患者調査(2017年)の県内・県外の外来患者流出・流入数データを、NDB(2017年度)の病院+一般診療所における初再診・在宅医療の診療分データの都道府県内二次医療圏間流出入割合に応じて集計したもの。)

11

## 10 【協議事項①】ワーキング等の進め方①

### <構成員>

- 地元医師会から選出された地域調整会議委員
- 必要に応じて、委員以外のメンバーを加えることが可能

### <開催回数>

- 別途ワーキング等開催のほか、既存の会議(例：医師会の理事会等)で議題として協議するなどにより、次回地域調整会議までに、2～3回開催する。

### <確認事項>

- 不足する外来機能
- 医療機器の共同利用方針

←県からデータ等を  
提供予定

12

## 10 【協議事項1】ワーキング等の進め方②

### <参考>地域調整会議ごとの協議事項

| 開催時期       | 協議事項          | 協議の方向性又は進め方  |
|------------|---------------|--|
| 7~8月       | ◆ 区域単位        | ⇒ 二次医療圏(又はその一部)  |
|            | ◆ 「協議の場」      | ⇒ 地域調整会議及びワーキング等   |
| 12月頃<br>まで | ◆ 「不足する外来機能」  | ⇒ ワーキング等で検討・確認し、<br>地域調整会議で決定する(随時見<br>直し可)                                    |
|            | ◆ 医療機器の共同利用方針 |  |
| 3月頃        | ◆ 計画案         | ⇒ 地域調整会議で確認  |
| 来年度<br>以降  | ◆ 個別医療機関の協議   | ⇒ 「不足する外来機能」を担うこ<br>との協力に賛同しない新規開業<br>希望者に意向確認<br>⇒ 対象医療機器の購入希望者に共<br>同利用の意向確認 |

13

## 11 【協議事項2】「不足する外来機能」の 決定プロセス

- ① 初期救急医療、在宅医療、公衆衛生分野、その他  
「特に不足する診療科」の現状把握を行う。  
← データは、県と医師会で調査を実施し、県がと  
りまとめる。
- ② ①の現状を踏まえて「今後の目標」(例: 現状維持、  
増加等)を検討する。  
——ここまでワーキング等——
- ③ 地域調整会議でワーキング等で検討した内容を協議、  
決定する。

14

## 1.2 【協議事項3】「共同利用の方針」の決定プロセス

- ① 県が対象機器の配置・保有情報等を提供する。[現状確認]
- ② 共同利用に関する全県的な方針案を確認する。
  - ◇ 方針案のイメージ
    - ・全県・各医療圏で、既存機器の共同利用に取り組む。
    - ・新規購入の際には、地域調整会議で当該医療機関に共同利用の方針を確認する。

——ここまでワーキング等——
- ③ 地域調整会議でワーキング等で確認した内容を協議、決定する。

15

## 1.3 今年度のスケジュール

| 月<br>会議名 | 4 | 5 | 6 | 7                     | 8                             | 9         | 10 | 11                         | 12                                  | 1        | 2         | 3      |
|----------|---|---|---|-----------------------|-------------------------------|-----------|----|----------------------------|-------------------------------------|----------|-----------|--------|
| 調整会議     |   |   |   | 県会議<br>・区域単位<br>・協議の場 | 基本方針<br>(W.G等)<br>不足する外来機能の検討 |           |    | 地域会議<br>・不足外来機能<br>・共同利用方針 | 地域会議<br>計画案                         | 県会議      | 地域会議      |        |
| その他会議    |   |   |   | 地域医療対策協議会             |                               | 地域医療対策協議会 |    | 地域医療対策協議会<br>県議会委員会報告      | 保健医療推進協議会<br>各団体への意見聴取<br>パブリックコメント | 県議会委員会報告 | 地域医療対策協議会 | 県医療審議会 |

※地域医療対策協議会で、医師偏在指標を用いた「医師確保計画」を協議する

協議事項 16